

令和8年2月1日執行予定  
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙運動に関する収入、支出及び  
収支報告に関する事項

志布志市選挙管理委員会

## 1 収入及び支出に関する基本的用語の定義 (法179)

- (1) 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。
- (2) 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

例えば、労務の無償提供、陣中見舞として受け取った金銭、政党が候補者に与える公認料をいう。また、選挙の際に特定目的のために党費又は会費の名義で出す贈与的性質を有するものは、ここにいう党費、会費ではなく寄附とみるべきである。

なお、企業・労働組合等は、候補者に対して、政治活動（選挙運動を含む。）に関して一切寄附をすることができないので注意すること。

- (3) 「その他の収入」とは、収入から寄附を除いたものをいう。

例えば、選挙運動費用に充てるため借用した金銭、自己資金のうち選挙運動費用に充てたもの等がある。

- (4) 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。（日常用いられる「支出」という言葉よりも広い意味であることに注意すること。）
- (5) 前記の「収入」、「寄附」、「支出」の項目中の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものも含まれる。

## 2 選挙運動に関する支出とみなされない範囲 (法197)

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とみなされないので、選挙運動に関する支出の中には算入されない。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出  
（例）車等に要した支出の中には、汽車賃、急行料金、航空賃、船賃、バス代等が含まれる。したがって、候補者が演説会場へ行くために自家用車、ハイヤー又はタクシーを使用した場合の費用もこれに該当する。
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) いわゆる確認団体（法201の8）が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために要した支出  
（例）選挙運動のために使用できる自動車及び船舶を使用するために

要した支出とは、本来、その自動車及び船舶が走るために必要な経費であり、自動車・船舶の借上料、ガソリン代、重油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手並びに船員の傭料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等である。ただし、自動車及び船舶に付ける拡声機の借料又は自動車に取り付ける文書図画に要する経費はこれに該当しないので、支出に計上しなければならない。

### 3 選挙運動員等に支給できる実費弁償及び報酬の額（法197の2）（令129）

選挙運動に従事する者に支給できる実費弁償並びに労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は、添付のとおりであるから、この額を超えて支給してはならないこと。

なお、選挙運動に従事する者（ここには、労務者は含まない。労務者については(2)で説明）のうち、選挙運動のために使用する事務員及び専ら車上又は船舶における選挙運動のために使用する者並びに専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限って報酬を支給できることになっているが、これらの者については、市選挙管理委員会にあらかじめ文書で届け出る必要があるので注意すること。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の最高限度額は、次のとおりである。出納責任者が限度額を超えて支給した場合には、買収の推定を受けることになる。

#### ア 報酬

選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、選挙運動自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）で、あらかじめ文書で市選挙管理委員会に届け出た者について、1日について9人（市長選挙は12人）を超えない範囲内であれば立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間は、報酬を支給することができるが、超過勤務手当は支給することができない。

ただし、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの期間を通じて、45人（市長選挙は60人）を超えて異なる者を届け出ることができないので注意すること。

#### 報酬額

	運動員（1人・1日につき）	支給できる額
選挙運動に従事する者	届け出た事務員	15,000円以内
	届け出た車上運動員（うぐいす嬢）	20,000円以内
	届け出た手話通訳者、要約筆記者	20,000円以内

#### イ 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額  
(参考)「運賃等」とは、急行料金、寝台料金を含む。

#### ウ 船賃

- 水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
- エ 車賃  
陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額  
(参考)「車賃」とは、乗合自動車の料金、タクシー、ハイヤーの料金等である。
- オ 宿泊料  
1夜につき23,000円以内の実費（食事料2食分を含む。）  
(参考)宿泊した場合には、他に2食分としての弁当料の弁償を受けることはできない。また、選挙運動員がいわゆるチップを出したとしてもこれについて実費弁償することはできない。
- カ 弁当料  
1食につき1,500円以内の実費額。ただし、1日につき4,500円以内  
(参考)  
① 事務所で弁当を提供した場合においては、実費弁償の支給については、1日当たりの制限額からその提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額までしか実費弁償できない。（その場合であっても1食につき1,500円の制限がかかっていることに注意する。）  
② 弁当を提供しない場合にあっても選挙運動に従事する者が、他の方法により食事をとったときは、その実費に相当する金額を1食につき1,500円、1日につき4,500円の範囲内において実費弁償として支給することができる。  
③ 1食について1,500円以内であり、かつ、1日について4,500円以内であれば、何回食事をしてもそれを弁償することができる。  
**ただし、候補者1人あたり45食×7日間=315食を超えることはできない。**
- キ 茶菓子料  
1日につき1,000円以内の実費額
- (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給できる報酬及び実費弁償の額の最高限度額は、次のとおりである。
- ア 基本日額（8時間の労働）  
10,000円以内。ただし、弁当を提供した場合においては、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額
- イ 超過勤務手当  
1日につき、基本日額の5割以内（5,000円以内）
- ウ 鉄道賃、船賃、車賃については、(1)と同じ額である。
- エ 宿泊料  
1夜につき20,000円以内の実費額（食事料を含まない。）  
(参考)運動員の場合と異なり、2食分の食事料が付いていないが、これは、労務者は別に報酬の支給を受けることができるので、食事は自己の負担においてすることを建前としているからである。したがつ

て、労務者が宿泊して食事をした場合にも自己において負担しなければならない。

## 4 会計に関する取扱いについて

### (1) 支出科目別の記載上の注意事項

#### ア 人件費

「選挙運動に従事する者」に対しては、報酬は支給できないのが原則である。ただし、一定の者（a 選挙運動のために使用する事務員、b 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」）、c 専ら手話通訳のために使用する者、d 専ら要約筆記のために使用する者）であらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に対してのみは支給することができる。

「選挙運動のために使用する労務者」に対しては報酬を支給することができ、人数についても制限はない。

これら運動員等に対して支払われる実費弁償については、交通費、食糧費として計上され、人件費には計上しない。

（参考）

- ① 一般に、選挙運動に従事する者のうちa～dには、総括責任者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者や、親族、友人等の特別の信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。
- ② 「選挙運動のために使用する事務員」には、直接選挙人に働きかける行為を行う者は含まれない。
- ③ 「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいう。
- ④ 「専ら手話通訳のために使用する者」とは、演説会等において手話通訳をする者など、手話通訳をすることを本務として雇用された者をいう。
- ⑤ 「専ら要約筆記のために使用する者」とは、選挙運動において文書図画の頒布・掲示のために口述を要約して文書図画に表示することを本務として雇用された者をいう。
- ⑥ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙人に対し直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得、又は得させるために直接、間接に必要かつ有利なことをするような行為、すなわち法にいう選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の単純かつ機械的労務に従事する者をいう。

具体例としては、ポスター貼りや葉書の宛名書きのように、選挙人に対する直接の投票依頼を内容としない行為を本務とし、かつ、これらの行為を自らの判断に基づいて積極的に行うなどの特別の事情がな

い者等が「労務者」に当たる。

イ 家屋費 ((1)選挙事務所費 (2)集合会場費等)

主として選挙事務所及び備品等の借上料及び電話架設費並びに個人演説会の会場の借上料である。

(参考)

- ① 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合の費用は、選挙運動費用に算入する必要はない。
- ② 政党的支部、後援会等の事務所を選挙事務所として無償で借りた場合には、時価で見積もった額を借入先からの寄附として収入に計上し、かつ、同額を選挙事務所費として支出に計上しなければならない。
- ③ 公営施設使用の個人演説会の場合は、1会場につき、1回に限り無料で使用できるので、この場合は、選挙運動費用に加算されない。

ウ 通信費

電報、電話（借上料及び電話料）、葉書（公営により無料で差し出すことができる通常葉書を除く。）、封書及びインターネットの回線使用料に要する費用である。ただし、電報、葉書、封書は選挙運動のための文書としては使用できず、事務連絡用のものに限る。

エ 交通費

選挙運動に従事する者、労務者の車賃等である。候補者の乗用する自動車については、選挙運動費用に加算されない。

(参考)

- ① 選挙運動員の使用する自動車（選挙運動用自動車を除く。）については、候補者の所有するものであっても、選挙運動のために使用した場合には、その費用は選挙運動費用に加算すべきである。
- ② 選挙運動用自動車及び船舶を使用するためを要した費用は、選挙運動費用に加算されない。

オ 印刷費

選挙運動用ビラ、葉書及びポスターの印刷費等である。

カ 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

キ 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用である。

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許容された選挙運動に従事する者及び労務者に対し提供する弁当の調製に要した費用等である。特に弁当等の食事料は、**472,500円**（**1,500円**×45食×7日）を超えてはならないので注意すること。

ケ 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用である。

(参考)

候補者等が選挙運動のため、親戚、知人の家に宿泊した場合の費用は、実費を支払った場合にはその額、支払わない場合においてはその時期及び場所における相当額を選挙運動費用として計上するとともに、寄付として収入にも計上しなければならない。

コ 雜費

ア～ケ以外の諸費をいうのであるが、例えば、看板等の作成に当たって、看板屋に請け負わせたものならば広告費に、材料を提供して労務者を雇い作成したものであるときは労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費として処理すべきである。そのほか、光熱水費も雑費となる。

(2) 明細書の提出（法186）

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。また、候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければならない。

(3) 領収書等の徴収と送付（法188）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴しなければならない。ただし、天災地変、相手方の死亡及び社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合等、徴し難い理由があるときは、この限りでない。また、これらの領収書等は、直ちに出納責任者に送付しなければならない。

## 5 選挙運動費用の制限

### 法定選挙費用

選挙の種類	人数割額	固定額	法定制限額
市長	81 円	310 万円	告示日における選挙人名簿登録者数× 人数割額+固定額
市議会議員	501 円	220 万円	(告示日における選挙人名簿登録者数 ÷議員定数) × 人数割額+固定額

### 法定選挙費用算定例（9月1日登録現在）

- (1) 市長選挙  $23,328 \text{ 人} \times 81 \text{ 円} + 310 \text{ 万円} = 4,989,600 \text{ 円}$   
(2) 市議会議員選挙  $23,328 \text{ 人} \div 16 \times 501 \text{ 円} + 220 \text{ 万円} = 2,930,500 \text{ 円}$

※百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

# 選挙運動費用収支報告書

1 令和8年2月1日 執行

志布志市長 選挙

2 公職の候補者 住 所 志布志市志布志町志布志2丁目1番1号  
氏 名 志布志 太郎

3 1月10日から  
1月25日まで

第 1 回分

4 収 入 の 部

立候補準備のための収入がある場合は告示前の日付でも良い。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金錢以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
○○月○○日	△△△△	円 その他の収入					自己資金
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	有明町野井倉○○番地	外10名 甲野 太郎	無 職		陣中見舞い 金錢の供与
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	志布志町志布志○○番地	乙山 次郎	商 業	1日5,000円 ×7日	事務所無料 借 上
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	松山町新橋○○番地	甲野 三郎	商 業	机2 椅子10 1日2,000円×7日	備品無料 借 上
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	有明町山重○○番地	丙川 幸男	農 業	1日12,000円 ×7日	自動車無料 借 上
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	志布志町安楽○○番地	甲山 一子	電気店	1日10,000円 ×7日	拡声機無料 借 上
○○月○○日	△△△△	円 寄 附	松山町泰野○○番地	外9名 乙川 二子	農 業	1人2,000円 ×10人	陣中見舞い 茶菓子
小計	△△△△	円					

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考	
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
○○月○○日	△△△△	円	寄附	志布志町内之倉○○番地	丙野三吉	農業	1日15,000円 ×7日	労務無償 提供
○○月○○日	△△△△	円	寄附	有明町野神○○番地	甲川一郎	商業	1日10,000円 ×7日	労務無償 提供
○○月○○日	△△△△	円	その他の収入					借入金
			<p>・公職の候補者1人に対する寄付は、年間150万円までに限られる。ただし、政治団体がする寄付及び個人が遺贈によってする寄付はこの限りではない。企業・労働組合等は、候補者に対しては、政治活動、選挙運動に関して一切寄付をすることができないので、注意すること。</p> <p>・1件10,000円を超えるものは、各件ごとに記載する。1件10,000円以下の収入については、「寄付」及び「その他の収入」の別により各収入日における合計額をこのように1つの欄に記載すること。「寄付」については、1件10,000円以下のものについても各件ごとに記載しても差し支えない。</p> <p>・陣中見舞いは、金銭及びお茶受け程度の菓子類に限る。その他の酒・ジュース等の飲食物及び煙草は禁止されている。</p>					
前回	寄附							
回	その他の収入							
計	計	△△△△	円					
総額	寄附	△△△△	円					
	その他の収入	△△△△	円					
	総計	△△△△	円					
参考	公費負担相当額		円	(内訳)				

## 5 支出の部

## 契約締結年月日(発生主義)

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
① 人 件 費	△ △ △	円	【選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等の運動員に対する報酬】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 労務者報酬	有明町野井倉〇〇番地	A 野 五 郎	会社員		○月△日支払 15,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 労務者報酬	志布志町夏井〇〇番地	B 山 三 郎	農 業		○月△日支払 10,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 事務員報酬	松山町新橋〇〇番地	F 川 良 子	学 生		○月△日支払 10,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 労務者報酬	志布志町帖〇〇番地	D 丸 達 也	農 業		○月△日支払 15,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 車上運動員報酬	松山町尾野見〇〇番地	丙 野 花 子	会社員		○月△日支払 15,000円×4日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 労務者報酬	志布志町内之倉〇〇番地	C 野 三 吉	農 業	15,000円 ×7日	無償提供
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動 労務者報酬	有明町伊崎田〇〇番地	E 山 一 郎	商 業	10,000円 ×7日	無償提供
○ 月 ○ 日	△ △ △		・労務者とは、運転手、葉書の宛名書、ポスター貼り、看板の 運搬等、選挙運動に附隨して行う単純な機械的労務をする者のこと。 ・「事務員」及び「車上等運動員(いわゆるウグイス嬢)、手話通訳、要約筆記者」に対する報酬は、1日につき市長選挙は12人、市議会議員選挙は 9人を超えて支払ってはならない。また、当委員会に届け出た者以外の者に事務員又は車上運動員としての報酬を支払ってはならない。「労務者」には人数制限はなく、当委員会に届け出る必要はない。また、選挙運動に限らず、立候補準備のためにも雇用することができる。					
小 計	△ △ △							△日支払 0円×7日
								△日支払 0円×7日

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 勿 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
② 家 屋 費								
イ 選挙事務所費			【選挙事務所の借上料、臨時電話の架設費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補準備	事 務 所 借 上 料	有明町原田〇〇番地	乙野 次郎	商 業	無償提供 光熱水費
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補準備	事 務 所 備 品 借 上 料	松山町泰野〇〇番地	甲野 三郎	商 業	無償提供 机椅子他
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補準備	臨 時 電 話 架 設 費	鹿児島市松原町〇〇番 N T T 鹿児島支店			○月△日支払
小 計	△ △ △	円	(事務所を自宅にした場合の経費は算入されない。)					
口 集合会場費			【個人演説会場の借上料等】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	個人演説会場 借 上 料	有明町蓬原〇〇番地	〇〇公民館		個人演説会場借上
小 計	△ △ △	円	・公営施設使用の個人演説会は1回に限り無料で使用できるが、その場合には支出に計上しない。					
③ 通 信 費			【電報、電話料、葉書の費用】					

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 勿 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	切 手 葉 書	志布志町志布志2丁目	志布志郵便局		
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	電話通話料	鹿児島市松原町	NTT鹿児島支店		
小 計	△ △ △	円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定枚数内の選挙運動用葉書は 公営により無料で差し出すことができるが、無料で差し出した場合は、支出に計上しない。</li> <li>・NTT等からの請求が遅れて第1回分の報告書の提出期限までに支払が済んでいないときは、第2回分以降に報告すること。</li> <li>・政治団体等の電話を共同使用している時は、請求額に使用した割合を掛けて使用料を算出すること。</li> </ul>				
④ 交 通 費				【事務員、運動員、労務者の交通費】				
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	ガソリン代	有明町野井倉2123	(株)○○石油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動用自動車(1台のみ)に要する借上料・ガソリン代等は選挙運動費用には含まれないので支出には計上しないこと。</li> </ul>	○月△日支払 12,000円×7日
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	タクシ一代	有明町○○	有明タクシー		
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	自動車借上料	有明町野井倉2264	大石幸男	農業	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	労務者車賃	有明町野井倉3478	川下一郎	農業	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	運動員車賃	志布志町田之浦3478	松原達郎	農業	実費弁償
小 計	△ △ △	円						実費弁償

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 勿 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
⑤ 印 刷 費			【ポスター、はがきの印刷費】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補 準 備	ポス ター <sup>印 刷 代</sup>	有明町野井倉	A 印 刷 所	印刷所	300枚
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	葉書印刷代	志布志町志布志	B 印 刷 所	印刷所	2,100枚
小 計	△ △ △	円						
⑦ 文 具 費			【紙、筆、墨、等の費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補 準 備	鉛筆・筆 ボールペン	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	事務用 消耗品
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	立候補 準 備	看板用 ペンキ	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	事務用 消耗品
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	糊・画鋲等	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	ポスター用
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	ビニールテープ ガムテープ	有明町野井倉2005	H 書 店	文具店	ポスター用
小 計	△ △ △	円						
⑧ 食 糧 費			【湯茶、茶菓子、及び運動員、労務者に対して提供する弁当、もしくは弁当調製に要した費用】					

月 日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考	
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	煎 茶 代	有明町野井倉5763	A製茶工場	茶製造業		
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	茶 菓 子 代	志布志町志布志1丁目	C 菓 子 店	菓子小売	せんべい まんじゅう	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志2丁目	B 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志1丁目	E 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	仕 出 し 弁 当 代	志布志町志布志1丁目	H 食 堂	飲食店	1,000円 ×45食	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	茶 菓 子 代	志布志町志布志1丁目	AB果物店	果物店	みかん・ リンゴ等	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	運動員 費用弁償	志布志町内之倉7654	丸 山 義 男	農 業	1,000円 × 3食 × 7日	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円	選挙運動	運動員 費用弁償	有明町野井倉4538	坂 田 三 吉	農 業	500円 × 7日	
○ 月 ○ 日	△ △ △	円		・選挙事務所において、選挙運動に従事する者及び労務者に提供する弁当等の食事料は、法139条により472,500円(1,500円 × 45食 × 7日)を超えてはならない。また、陣中見舞に来た選挙人等に食事を提供することはできない。選挙事務所において、労務者及び選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その労務者の報酬から弁当の実費に相当する額を差し引かねばならない。選挙運動に従事する者については、その者に実費弁償として支給できる弁当料については、1日当りの弁当料の制限額(4,500円)から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までしか弁償できない。なお、1食は、1,500円以内である。 ・炊き出しの場合の経費は、472,500円の範囲内とする。自家用米等を使用した場合は時価で見積もること。					
小 計	△ △ △	円							

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 勿 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
⑨ 休 泊 費			【休憩費と宿泊費の費用】					
○ 月 ○ 日	△ △ △	選挙運動	運動員 宿泊料	鹿児島市武町1丁目	水野一郎	団体役員		
小 計	△ △ △	円						

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 錢 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 勿 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
計	立候補準備 のための 支出	△ △ △	円					
	選挙運動 のための 支出	△ △ △	円					
	計	△ △ △	円					
前 回 計	立候補準備 のための 支出							
	選挙運動 のための 支出							
	計							
総 額	立候補準備 のための 支出	△ △ △	円					
	選挙運動 のための 支出	△ △ △	円					
	総 計	△ △ △	円					
支出のうち 公費負担 相 当 額	項 目			単 價(A)	枚 数(B)		金額((A)×(B)=(C))	
	ビラの作成			△ △ △ 円	12000 枚		△ △ △ 円	
	ポスターの作成			△ △ △ 円	216 枚		△ △ △ 円	
	計						円	

第2回分以降の報告の場合には、前回までの合計額を記載する。

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所

氏 名



自書の場合  
押印不要

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄付金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担額（選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの）を記載するものとし、また、その他参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については前記会計帳簿の尾行中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び該当代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の署名とその他の措置がある場合はこの限りではない。

## 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○○ 月 ○○日	△ △ △ 円	選挙運動	労務者報酬	無償労務提供のため
○○ 月 ○○日	△ △ △ 円	立候補準備	事務所借り上げ	事務所無償提供のため
○○ 月 ○○日	△ △ △ 円	立候補準備	電車賃	領収書の発行をしないため
○○ 月 ○○日	△ △ △ 円	立候補準備	ポスター作成費	公費で支払われるため
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

報酬を辞退した場合は見積額を寄付による収入に計上し、同額の支出があったとして取り扱うが、領収書が取れない場合は、この明細書に記入が必要。

1 令和8年2月1日執行

志布志市長 選挙

2 公職の候補者 氏名 志布志 太郎

3 出納責任者 氏名 鹿児島 花子

### 備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

## 会計帳簿の様式

### 1 収入簿

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄附をした者			金錢以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	その他の収入						
○月○日	△△△△ 円	寄附	有明町野井倉〇〇番地	甲 外10名 野 太 郎	無 職		陣中見舞い 金錢の供与
○月○日	△△△△ 円	寄附	志布志町志布志〇〇番地	乙 山 次 郎	商 業	1日5,000円×7日	事務所 無料借上
○月○日	△△△△ 円	寄附	松山町新橋〇〇番地	甲 野 三 郎	商 業	机2 椅子10 1日2,000円×7日	備品 無料借上
○月○日	△△△△ 円	寄附	有明町山重〇〇番地	丙 川 幸 男	農 業	1日12,000円×7日	自動車 無料借上
○月○日	△△△△ 円	寄附	志布志町安楽〇〇番地	甲 山 一 子	電気店	1日10,000円×7日	拡声器 無料借上
○月○日	△△△△ 円	寄附	松山町泰野〇〇番地	乙 川 外9名 二 子	農 業	1人2,000円×10人	陣中見舞い 茶菓子
小計	△△△△ 円						
			基本的な書き方は「選挙運動費用収支報告書」と同様。ただし、1件10,000円以下の収入についても項目ごとに記載する。				
合 計							

## 備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 会計帳簿の様式

2 支出簿

## 備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊にして)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、立候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には(一)人件費、(二)家屋費((イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費等)、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食料費、(九)休泊費、(十)雑費の費目を設けて費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。  
前項の場合において、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(ポスターの作成)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。